

令和2年11月11日  
みどり33推進担当部  
公園緑地課

令和2年第4回区議会定例会提出予定案件

案 件 名  
世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

概 要

1 改正理由

世田谷区立祖師谷六丁目さつき記念公園、世田谷区立北烏山七丁目もっこく公園を設置するため、世田谷区立公園条例の一部を改正する。

2 改正内容

条例第2条別表第1に、次のように加える。（参考図は別添のとおり）

(名 称)	(位 置)
世田谷区立祖師谷六丁目さつき記念公園	世田谷区祖師谷六丁目23番22号
世田谷区立北烏山七丁目もっこく公園	世田谷区北烏山七丁目33番28号

3 施行予定日

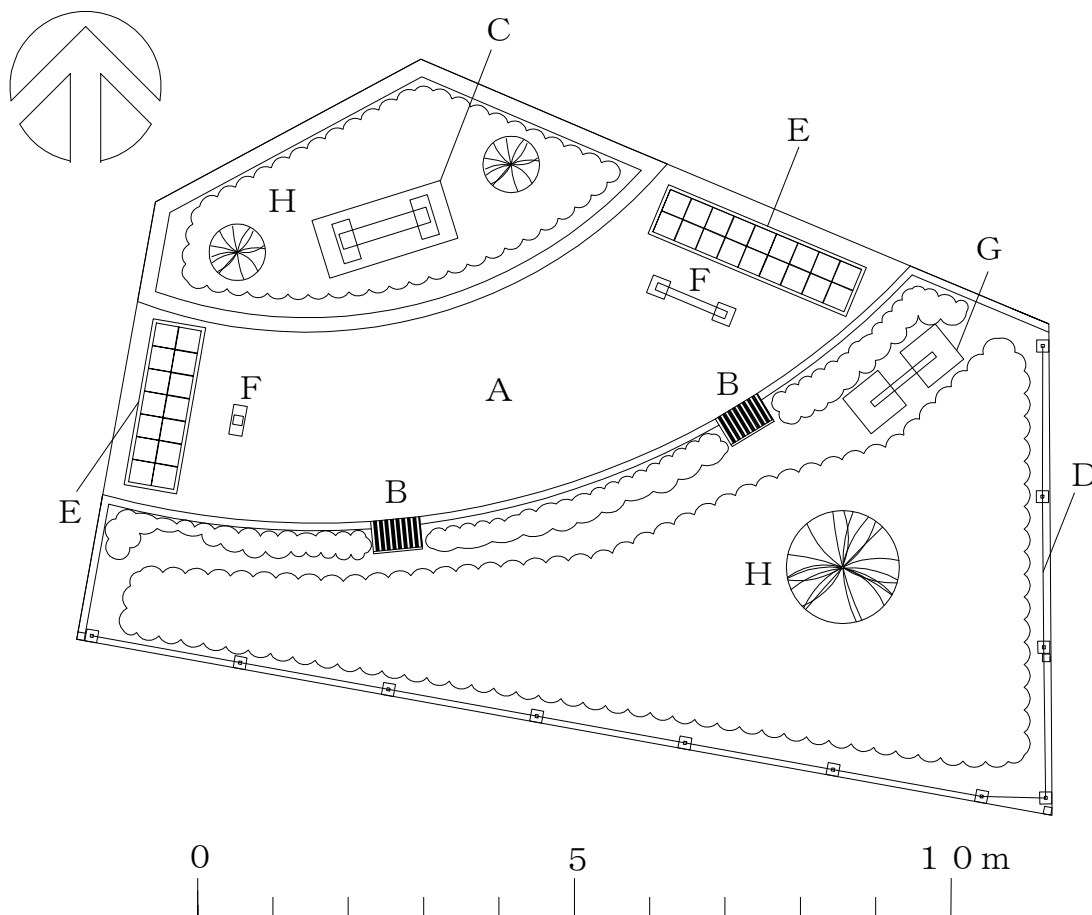
公布の日より施行予定

4 条例改正新旧対照表

別紙のとおり

(参考)  
世田谷区立祖師谷六丁目さつき記念公園

世田谷区祖師谷六丁目23番22号 面積 91.72㎡



案内図

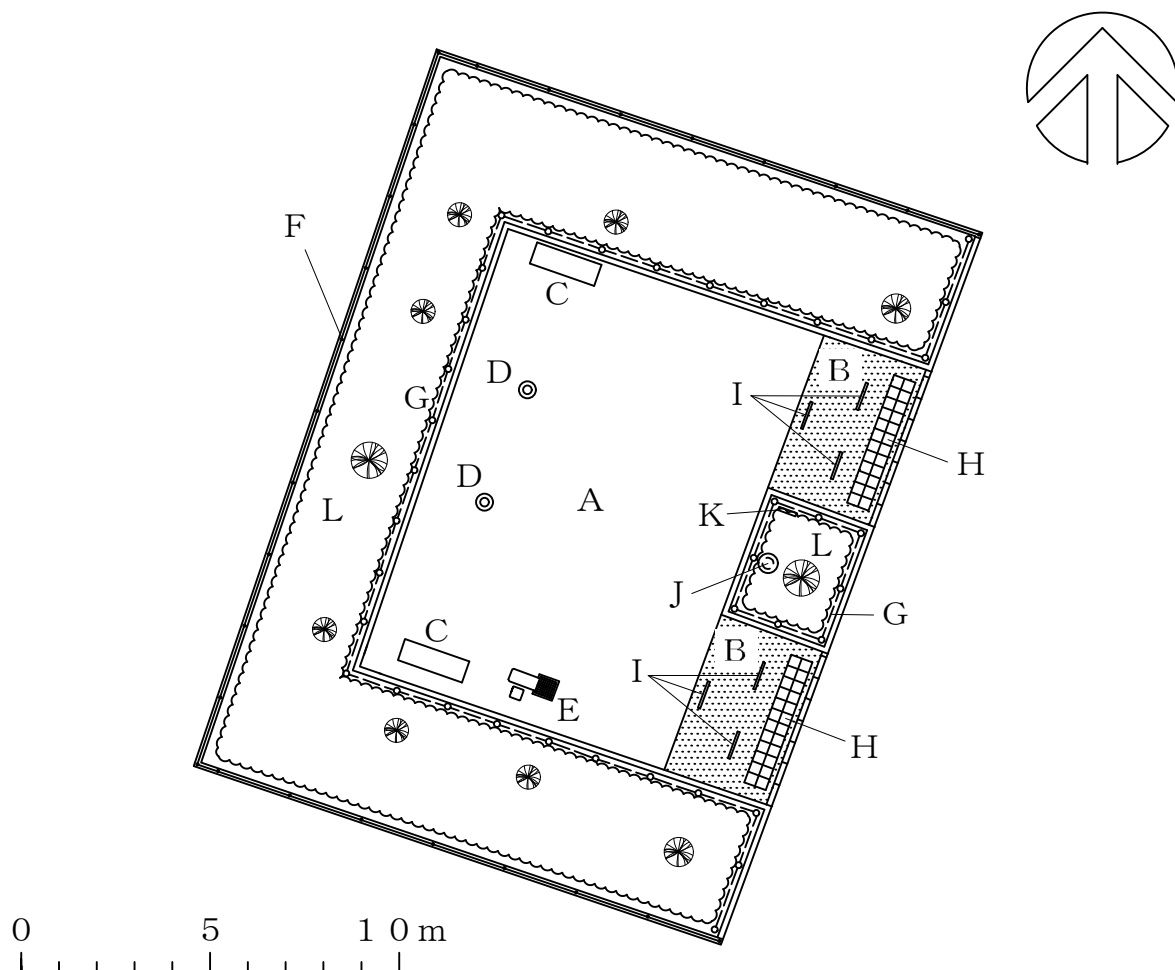


凡 例

記号	名 称	数 量
A	コンクリート舗装	23.0 m <sup>2</sup>
B	ベンチ	2 基
C	記念碑	1 基
D	フェンス	18.8 m
E	点字ブロック	4.8 m
F	車止め	2 基
G	制御板	1 基
H	植栽	1 式

# 世田谷区立北鳥山七丁目もっこく公園

世田谷区北鳥山七丁目33番28号 面積 300.00m<sup>2</sup>



案内図



凡 例

記号	名 称	数 量
A	ダ ス ト 舗 装	1 2 1. 7 m <sup>2</sup>
B	透水性アスファルト舗装	2 6. 0 m <sup>2</sup>
C	ベ ン チ	2 基
D	ス プ リ ン グ 遊 具	2 基
E	水 飲 み	1 基
F	フ ェ ン ス	4 9. 9 m
G	内 柵	5 7. 2 m
H	点 字 ブ ロ ッ ク	7. 2 m
I	車 止 め	6 基
J	公 園 灯	1 基
K	制 札 板	1 基
L	植 栽	1 式

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立公園条例 昭和33年4月11日条例第4号</p> <p>改正 昭和35年7月5日条例第6号 ～省略～ 令和2年3月4日条例第21号 <u>令和2年11月 日条例第 号</u></p> <p>世田谷区立公園条例</p> <p>目次 第1章 総則（第1条—第3条） 第1章の2 公園の設置基準等（第3条の2—第3条の6） 第2章 公園の管理（第4条—第5条） 第3章 公園管理者以外の者の公園施設の設置等（第5条の2—第5条の4） 第4章 公園の占用（第6条—第10条） 第5章 公園施設の使用（第11条—第13条） 第6章 雑則（第14条—第21条）</p> <p>付則 第1章 総則 ～省略～ 附 則（平成31年3月5日条例第16号）</p> <p>1 この条例は、平成31年3月31日から施行する。ただし、別表第2及び別表第3の改正規定並びに附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行前に、世田谷区立丸子川ひろば公園に相当する世田谷区立丸子川広場に関し、世田谷区立身近な広場条例（平成7年</p>	<p>○世田谷区立公園条例 昭和33年4月11日条例第4号</p> <p>改正 昭和35年7月5日条例第6号 ～省略～ 令和2年3月4日条例第21号</p> <p>世田谷区立公園条例</p> <p>目次 第1章 総則（第1条—第3条） 第1章の2 公園の設置基準等（第3条の2—第3条の6） 第2章 公園の管理（第4条—第5条） 第3章 公園管理者以外の者の公園施設の設置等（第5条の2—第5条の4） 第4章 公園の占用（第6条—第10条） 第5章 公園施設の使用（第11条—第13条） 第6章 雑則（第14条—第21条）</p> <p>付則 第1章 総則 ～省略～ 附 則（平成31年3月5日条例第16号）</p> <p>1 この条例は、平成31年3月31日から施行する。ただし、別表第2及び別表第3の改正規定並びに附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行前に、世田谷区立丸子川ひろば公園に相当する世田谷区立丸子川広場に関し、世田谷区立身近な広場条例（平成7年</p>

改正後	改正前								
<p>3月世田谷区条例第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、世田谷区立丸子川ひろば公園に関し、この条例による改正後の世田谷区立公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</p>	<p>3月世田谷区条例第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、世田谷区立丸子川ひろば公園に関し、この条例による改正後の世田谷区立公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</p>								
<p>3 この条例による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、平成31年4月1日以後の使用に係る使用料及び占用に係る占用料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び占用に係る占用料については、なお従前の例による。</p>	<p>3 この条例による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、平成31年4月1日以後の使用に係る使用料及び占用に係る占用料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び占用に係る占用料については、なお従前の例による。</p>								
<p>附 則 (令和2年3月4日条例第21号)</p>	<p>附 則 (令和2年3月4日条例第21号)</p>								
<p>この条例は、令和2年3月31日から施行する。</p>	<p>この条例は、令和2年3月31日から施行する。</p>								
<p><u>附 則 (令和2年11月 日条例第 号)</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>									
<p>別表第1 (第2条関係)</p>	<p>別表第1 (第2条関係)</p>								
<p>1 公園</p>	<p>1 公園</p>								
<p>(1) 世田谷地域</p>	<p>(1) 世田谷地域</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～省略～</td> <td>～省略～</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	～省略～	～省略～	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～省略～</td> <td>～省略～</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	～省略～	～省略～
名称	位置								
～省略～	～省略～								
名称	位置								
～省略～	～省略～								
<p>(2) 北沢地域</p>	<p>(2) 北沢地域</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～省略～</td> <td>～省略～</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	～省略～	～省略～	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～省略～</td> <td>～省略～</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	～省略～	～省略～
名称	位置								
～省略～	～省略～								
名称	位置								
～省略～	～省略～								
<p>(3) 玉川地域</p>	<p>(3) 玉川地域</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～省略～</td> <td>～省略～</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	～省略～	～省略～	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～省略～</td> <td>～省略～</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	～省略～	～省略～
名称	位置								
～省略～	～省略～								
名称	位置								
～省略～	～省略～								
<p>(4) 砧地域</p>	<p>(4) 砧地域</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～省略～</td> <td>～省略～</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	～省略～	～省略～	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～省略～</td> <td>～省略～</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	～省略～	～省略～
名称	位置								
～省略～	～省略～								
名称	位置								
～省略～	～省略～								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>世田谷区立祖師谷六丁目公園</td> <td>東京都世田谷区祖師谷六丁目25番18号</td> </tr> </tbody> </table>	世田谷区立祖師谷六丁目公園	東京都世田谷区祖師谷六丁目25番18号	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>世田谷区立祖師谷六丁目公園</td> <td>東京都世田谷区祖師谷六丁目25番18号</td> </tr> </tbody> </table>	世田谷区立祖師谷六丁目公園	東京都世田谷区祖師谷六丁目25番18号				
世田谷区立祖師谷六丁目公園	東京都世田谷区祖師谷六丁目25番18号								
世田谷区立祖師谷六丁目公園	東京都世田谷区祖師谷六丁目25番18号								

改正後		改正前	
<u>世田谷区立祖師谷六丁目 さつき記念公園</u>	東京都世田谷区祖師谷六丁目23番 22号		
世田谷区立祖師谷六丁目 南公園	東京都世田谷区祖師谷六丁目27番 63号	世田谷区立祖師谷六丁目 南公園	東京都世田谷区祖師谷六丁目27番 63号
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
(5) 烏山地域		(5) 烏山地域	
名称	位置	名称	位置
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
世田谷区立北烏山七丁目 公園	東京都世田谷区北烏山七丁目25番 12号	世田谷区立北烏山七丁目 公園	東京都世田谷区北烏山七丁目25番 12号
<u>世田谷区立北烏山七丁目 もっこく公園</u>	東京都世田谷区北烏山七丁目33番 28号		
世田谷区立北烏山九丁目 公園	東京都世田谷区北烏山九丁目18番 29号	世田谷区立北烏山九丁目 公園	東京都世田谷区北烏山九丁目18番 29号
	～省略～		～省略～